

7 研修受講の手続

研修の詳細案内の時期

各研修の詳細は、概ね開催日の2か月前までにJIAMホームページに掲載します。
変更届等の各種様式は、JIAM ホームページからダウンロードできます。
なお、過去に実施した研修の内容等もホームページでご覧いただけます。

申込方法（海外研修を除く）

JIAM ホームページから Web 申込みをしてください。
※ 市町村議会議員の皆様は、議会事務局で取りまとめのうえ、お申し込みください。

なお、JAMP 共通実施研修については、次のとおり申込期間が異なりますので、ご注意ください。

研修名	申込期間
・ 法令実務 A（基礎） ・ 固定資産税課税事務（土地） ・ 市町村税徴収事務 ・ 住民税課税事務	令和7年4月1日（火）～ <u>4月18日（金）</u>
・ 固定資産税課税事務（家屋） ・ 使用料等の債権回収	令和7年4月1日（火）～ <u>6月27日（金）</u>
・ 法令実務 B（応用） ・ 選挙事務	令和7年4月1日（火）～ <u>8月29日（金）</u>

海外研修の申込方法

事前に派遣人数計画書を提出していただいたうえで、研修受講申込期限までにあらためて受講申込みを行ってください。

① 派遣人数計画書の提出

派遣人数計画書は、JIAM ホームページの書類様式集 (<https://www.jiam.jp/doc/>) に掲載しています。必要事項をご記入のうえ、**令和7年2月5日(水)**までに nenkan@jiam.jp へメールにてお申し込みください。

なお、期限までに派遣人数計画書の提出を行うことができない場合は、JIAM 教務部 (TEL 077-578-5932) までご相談ください。

② 派遣計画人数の受入通知

JIAM において、提出された「派遣人数計画書」に基づき受講人数等の調整を行います。結果は、通知文書「派遣計画人数の受入れについて」により該当する市町村等にお知らせします。(文書発送は、令和7年3月中旬を予定しています。)

③ 受講の申込み

各研修の受講申込みは、次の申込期限までに JIAM ホームページから Web 申込みをしてください。

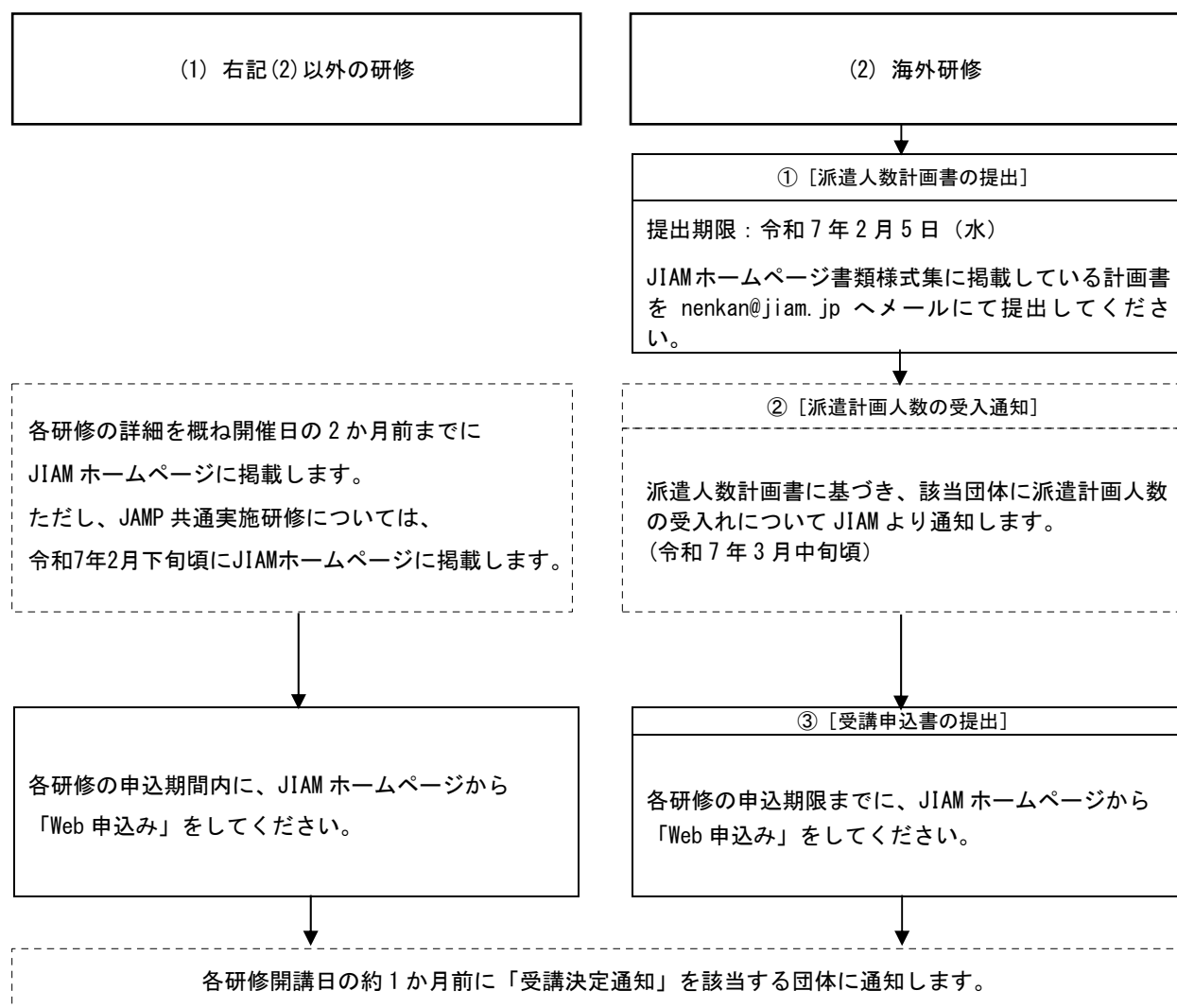
研修名	申込期限
・ 多様な主体を活かす地域経営 ～全米の最も住みたい街から学ぶ～ (国内+海外) ・ 欧州から学ぶ持続可能なまちづくり (国内+海外) ・ 自治体の海外戦略 ～活力あるアジアとの地域間交流促進～ (国内+海外)	令和7年5月30日(金)

[申込みにあたっての留意点]

「派遣人数計画書」の「派遣計画人数」の変更は研修の実施に支障が生じますので、受講者の公募等は計画的に実施してください。なお、ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【JIAM ホームページ】 <https://www.jiam.jp>

受講手続きの流れ



受講の決定及び通知

(1) 受講決定通知

受講申込みを受け、JIAMにおいて受講の決定を行い、概ね開講日の1か月前に各申込団体に通知します。その際、受講に必要な資料等を受講者の所属団体に送付しますので、受講者にお渡しください。

(2) 受講者の決定方法

予定人数を超えた場合は、抽選等により受講人数等の調整を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。（一部先着順の研修があります。）

調整方法の例

- ・職員向け研修において、同一自治体の同一所属から複数人の申込みがあった場合に、申込みを1枠として抽選を行う。
- ・同一研修を以前に受講された方以外の方を優先して抽選を行う。
- ・過去に受講態度が著しく悪かった方（無断欠課等）以外の方を優先して抽選を行う。

〔先着順の研修〕市町村長等・議会議員特別セミナー